

天理市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第 9 号

天理市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

天理市コミュニティセンター条例（平成 2 年 12 月天理市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大会議室	9 3 0	1, 2 5 0	9 3 0	2, 2 0 0	2, 2 0 0	3, 1 3 0	3 0 0
研修室	9 3 0	1, 2 5 0	9 3 0	2, 2 0 0	2, 2 0 0	3, 1 3 0	3 0 0
相談室	3 0 0	4 1 0	3 0 0	7 3 0	7 3 0	1, 0 3 0	1 0 0

を

」

「

研修室	9 3 0	1, 2 5 0	9 3 0	2, 2 0 0	2, 2 0 0	3, 1 3 0	3 0 0
-----	-------	----------	-------	----------	----------	----------	-------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。